投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2022.12.15



オーストラリア好利回り3資産バランス (年2回決算型)

〈愛称:実りの大地〉

追加型投信/海外/資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産	年2回	オセアニア	ファミリー ファンド	なし

- ※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信))です。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。
- ●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に 掲載されています。
- ○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に 関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「オーストラリア好利回り3資産バランス(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年6月14日に関東財務局長に提出しており、2022年6月15日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設 立 年 月 日:1985年8月1日

資 本 金:20億円

運用投資信託財産の.23兆3,625億円 合計 純資産総額・23兆3,625億円

(2022年9月30日現在)

ホームページアドレス

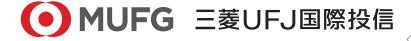
https://www.am.mufg.jp/

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



安定と成長の国

現在の投資環境は、投資対象の価格変動が大きくなる場面もあり、新たな投資において不安をもたれる方が多いのではないでしょうか。

そうした中、オーストラリアは先進国の中でも長期にわたって経済成長を維持していることから、今もなお安定性と成長性を併せ持つ投資対象国であると私たちは考えています。

当ファンドは、オーストラリアの債券、株式、リートに分散投資 しながら、投資環境の大幅な悪化が予想される場合などの緊 急時に、守りの運用を行う機能も備えています。こうした運用 手法により、投資リスクの抑制を図りながら利子・配当収益の 確保および値上がり益の獲得をめざします。

みなさまの資産運用の一つとして、オーストラリアへの分散 投資に注目してみてはいかがでしょうか。

2018年2月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

オーストラリアの債券、株式および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、 利子・配当収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



オーストラリアの債券、株式および不動産投資信託証券(以下、「リート」といいます。)を実質的な主要投資対象とします。

※実際の運用は、債券については「マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券マザーファンド」、株式は「マッコーリーオーストラリア高配当株式マザーファンド」、リートは「マッコーリーオーストラリアREITマザーファンド」を通じて行います。

● 上記主要投資対象のほか、豪ドル預金等を活用することがあります。



債券、株式およびリートへの資産配分比率は、原則として、40:40:20を維持することを基本とします(以下「基本資産配分比率」といいます。)。なお資産配分比率は、投資環境等に応じて見直すことがあります。

各マザーファンドの主要投資対象と基本資産配分比率

資産	マザーファンド	主要投資対象	基本資産配分比率
債券	マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券マザーファンド	オーストラリアの企業が発行する普通社債、劣後債および優先証券等	40%
株式	マッコーリー オーストラリア高配当株式マザーファンド	オーストラリアの企業が発行する株式	40%
リート	マッコーリー オーストラリアREITマザーファンド	オーストラリアのリート	20%

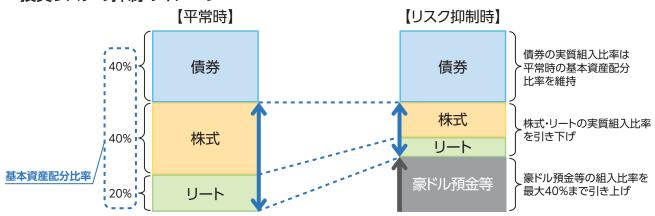
※各マザーファンドの詳細については、後述の「マザーファンドの特色」をご確認ください。



投資環境の大幅な悪化が予想される場合には、株式・リートの実質組入比率を引き下げる一方、豪ドル預金等の組入比率を引き上げ、投資リスクの抑制をはかります。

- 豪ドルベースでの基準価額の変動リスクを抑制することを目的として、株式・リートの実質組入比率を引き下げる一方、豪ドル預金等の組入比率を最大40%まで引き上げます。
- マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドからの、主にバリュエーション(投資価値基準)、企業業績等の定量判断に加えて、定性判断(運用チームによるディスカッション等)を考慮した案に基づいて、委託会社が総合的に決定します。

≪投資リスクの抑制のイメージ≫



↓ 上記はイメージです。また、市場環境等によって上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ グローバル・リミテッドの運用力を活用します。

- 各マザーファンドの運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ グローバル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
- 各マザーファンドへの投資比率は、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・ リミテッドからのアドバイスを受け、決定します。
- マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、マッコーリー・ グループの資産運用部門であるマッコーリー・アセット・マネジメントを形成する1社です。
- マッコーリー・グループは、1969年設立のオーストラリアのシドニーに本拠を構え、銀行業務、証券業務、投資銀行業務、資産運用業務など各種金融サービスをグローバルに提供する金融グループです。
 - 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
 - Ⅰ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

本商標は、マッコーリー・グループ・リミテッドからのライセンスに基づき利用しています。
Macquarie Bank Limited(以下「MBL」といいます)を除き、当資料に言及しているマッコーリー並びにマッコーリー関連会社は何れも1959年銀行法(オーストラリア連邦)上の預金受入機関として認可されておらず、これらの法人の負債にはMBLの預金その他の負債は含まれません。別段の記載がない限りMBLは上述の法人の何れに対しても、その負債に関する保証またはそれ以外の支援提供を行うものではありません。

変託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。



原則として為替ヘッジは行いません。

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



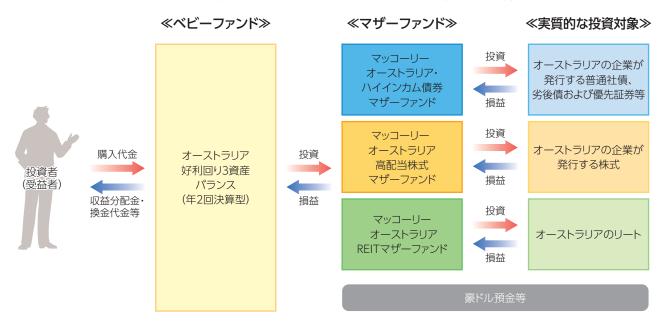
年2回の決算時(3月、9月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み -

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の不動産投資信託 証券への投資	同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券マザーファンドの特色

- オーストラリアの企業が発行する普通社債、劣後債および優先証券等が主要投資対象です。
 - ・豪ドル以外の通貨建て債券等に投資した場合は、原則として、実質的に豪ドル建てとなるように外国為替予約取引等を行います。
 - ・デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。また、ファンド の流動性等を勘案して、一部、国債等に投資する場合があります。
- 債券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・ リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 債券等への投資にあたっては、高水準のインカム収入を確保しつつ、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業績分析等の信用リスク分析に基づき割安度を評価し、銘柄選定を行います。
- 原則として、為替ヘッジを行いません。



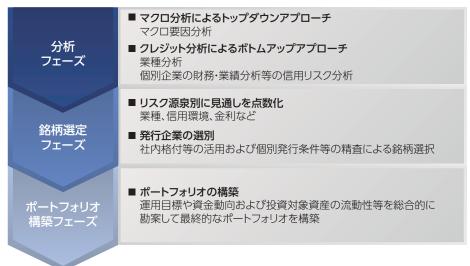
劣後債、優先証券とは

劣後債、優先証券(以下、「ハイブリッド証券」という場合があります。)は、債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。ハイブリッド証券は一般に利息(配当)が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については償還時に株式に転換されるものもあります。



- → 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。
- Ⅰ 上図はハイブリッド証券の特性を示したイメージ図であり、各証券の特性すべてを網羅するものではありません。

<運用プロセス>



- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マッコーリー オーストラリア高配当株式マザーファンドの特色

- オーストラリアの企業が発行する株式が主要投資対象です。
- 株式等への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の配当利回り、割安度、業績および経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。
- 株式等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・ リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 原則として、為替ヘッジを行いません。

<運用プロセス>



トップダウン・アプローチ

人口動態やマクロ経済等の分析を通じて、オースト ラリア各地域毎の成長性を評価

ボトムアップ・アプローチ

個別銘柄の配当利回り、割安度、業績および経営の 質等の分析を通じて、投資妙味のある銘柄を選定

ポートフォリオの構築

運用目標や個別銘柄の流動性等を総合的に勘案して、 ポートフォリオの配当利回りが、市場平均を上回る ポートフォリオを構築

- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マッコーリー オーストラリアREITマザーファンドの特色

- オーストラリアの不動産投資信託証券*(リート)を主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。
 - * 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。
- 不動産投資信託証券への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。
- 不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ グローバル・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 原則として、為替ヘッジを行いません。

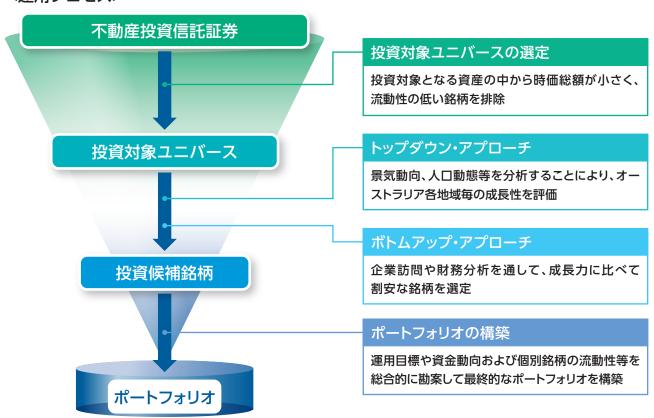


不動産投資信託証券(リート)とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT (リート: Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。



<運用プロセス>



- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。



■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの **運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します**。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

- ・債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が 上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因 となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存 期間が長いほど大きくなる傾向があります。
- ・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
- ・リートの価格は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリートの配当 (分配金)利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落することがあります。組入リートの価格下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動 の影響を受けます。

信用リスク

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

(金融機関の実質的な破たんに関するリスク)

金融機関の破たん処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ベイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、監督当局により実質破たん状態にあると認定された金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本の一部もしくは全部の削減や、発行体の普通株式への転換等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合にはファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

また、ファンドが組み入れる劣後債および優先証券等は、一般の公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

リート固有 のリスク

リートは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。そこで新たな事業への投資にあたっては外部から資金を調達する場合があり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となり、価格が下落することがあります。また、借り入れにより外部資金調達を行っている場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなることでリートの価格が下落したり配当金が減額あるいは停止されることがあるほか、金融市場の状況やリートの運営状況によっては借入金の借り換えが出来ず、運営が破たんすることがあります。また、リートのスポンサー、運用会社等による事業の運営管理手法等が、リートの収益力や財務内容の悪化を招きリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

劣後債および優先証券等(以下、「ハイブリッド証券」といいます)への投資には次のような特徴があり、 価格変動・信用・流動性の各リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

(法的弁済順位の劣後)

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われてもハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、ハイブリッド証券の価値が大きく減少すること、または無くなることがあり、この場合にはファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。さらに、ハイブリッド証券は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

(繰上償還の延期・前倒し)

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また市場で予想されていた期日以前に償還される場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(利息・配当の繰り延べまたは停止)

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いや配当が得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

(損失吸収条項)

金融機関が発行するハイブリッド証券の中には、監督当局により実質破たん状態にあると認定された場合等に元本の一部もしくは全部が削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの損失吸収条項が付与されているものがあります。損失吸収条項に該当した場合、ハイブリッド証券の価格は大きく下落することがあります。

(株式等への転換)

一部のハイブリッド証券には、発行体の判断で実質的に株式等に転換する条項が付与されている場合があります。これらの証券が転換される、もしくは転換されると見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(制度変更等)

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、 投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドは、格付けの低い投資適格未満の普通社債、劣後債および優先証券等に投資する場合があり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

■その他の留意点

- •ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- •ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- •ファンドは、マッコーリー オーストラリアREITマザーファンドを通じて、実質的にオーストラリアの不動産投資信託証券に投資を行いますが、オーストラリアの不動産投資信託証券の配当金に関しては、オーストラリアの税制が適用されます。
- •収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- •ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- •基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- •年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- •ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

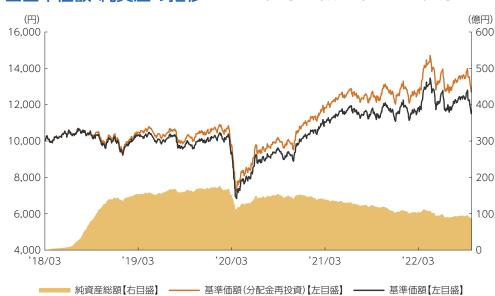
代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額 加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は 商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的 財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ 及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



■基準価額・純資産の推移

2018年3月5日(設定日)~2022年9月30日



■基準価額・純資産

基準価額	11,675円
純資産総額	87.9億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022 年 9月	130円			
2022年 3月	80円			
2021 年 9月	70円			
2021年 3月	85円			
2020年 9月	100円			
2020年 3月	115円			
設定来累計	1,015円			
/\ == ^ · · · · = = - \ / · · ·	1 71/7 124			

•分配金は1万口当たり、税引前

- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
外国株式	33.1%
外国債券	35.6%
外国リート	16.4%
コールローン他	
(負債控除後)	14.9%
合計	100.0%

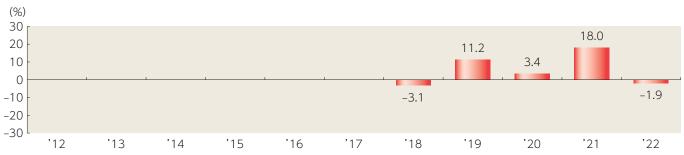
ı		組入上似週貝	几举
	1	オーストラリアドル	95.4%
Ī	2	円	4.5%
	3	アメリカドル	0.1%

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国·地域	比率
BHP GROUP LTD	株式	素材	オーストラリア	4.4%
TELSTRA CORP LTD	株式	電気通信サービス	オーストラリア	1.9%
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	株式	銀行	オーストラリア	1.7%
AUST AND NZ BANKING GROUP	株式	銀行	オーストラリア	1.7%
2.119 AGI FINANCE 270624	債券	社債	オーストラリア	1.4%
FRN NATIONAL A 290517	債券	社債	オーストラリア	1.2%
FRN WESTPAC BAN 280614	債券	社債	オーストラリア	1.2%
GOODMAN GROUP	リート	_	オーストラリア	4.7%
SCENTRE GROUP	リート	_	オーストラリア	2.7%
CHARTER HALL GROUP	リート	_	オーストラリア	1.1%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (買建)	7.7%
債券先物取引 (売建)	-10.8%

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- •コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- •外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- •収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- •2018年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続•手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・オーストラリア証券取引所、シドニー先物取引所、シドニーの銀行の休業日
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2022年6月15日から2023年6月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2028年3月15日まで(2018年3月5日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3·9月の15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/) に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA (少額投資非課税制度) およびジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)] の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
	購入価額 購入代金 換金単位 換金価額 換金代金 申込締切時間 購入の申込期間 換金制限 購入・換金で取消し 信託期間 繰上償還 決算分配 信託金の限度額 公告 運用報告書

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

		支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容	
	購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限2.20%(税抜 2.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明·情報 提供、購入に関する事務手続等	
		(購入される販	売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)		
	信託財産留保額	ありません。			

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、年率1.65%(税抜年率1.50%)をかけた額

1万□当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/ 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.86%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論 見書等の作成等
販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報 提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

運用管理費用 (信託報酬)

その他の費用・

手数料

- ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
- ※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。
- ●運用指図権限の委託先への報酬
- <マッコーリー オーストラリア・ハイインカム債券マザーファンド>

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3·6·9·12月の末日およびマザーファンドの償還時から15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に年率0.44%以内をかけた額とします。

<マッコーリー オーストラリア高配当株式マザーファンド>

<マッコーリー オーストラリアREITマザーファンド>

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3・6・9・12月の末日および各マザーファンドの償還時から 3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各マザーファンドの純資産総額に年率 0.44%以内をかけた額とします。

· -右

- 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・マッコーリー オーストラリアREITマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
- ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。





税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は2022年9月末現在のものです。
- ※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
- ※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。